



須賀川市告示第120号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成21年10月29日

須賀川市長 橋本克也



| 編入する字名 | 左に編入される区域 | |
|----------|-----------|---|
| 長沼字門口 | 長沼字天神 | 20のイ、21の1、21のロ、169、170、170の2、170の4及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部 |
| 長沼字殿町 | 長沼字鍛冶町 | 33、34、36、37の5、48の1から48の3まで、52の2、52の3、52のイ、54、55の1、65の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部 |
| | 長沼字道城蔵 | 9の1、9の2、10、11の1 |
| | 長沼字信濃町 | 79の4 |
| 長沼字上ノ台 | 長沼字信濃町 | 37の2、40の2、41の2、42の2、43の2、47の2 |
| 長沼字南サエン場 | 長沼字道城蔵 | 60の2及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部 |
| 長沼字町尻 | 長沼字信濃町下 | 23及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部 |
| | 長沼字南延命寺 | 52、60から62まで及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部 |

| | | |
|---------|---------|---|
| 長沼字中延命寺 | 長沼字北延命寺 | 39 |
| 長沼字金町 | 長沼字天神 | 13の2、14の2、15の1、15の2、16の3、16の口、20の口、170の3、172、175及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部 |
| 長沼字信濃町 | 長沼字殿町 | 1の3 |
| | 長沼字信濃町下 | 50の2、51の2、52の2、53の3、54の2及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに50の1に隣接する水路である国有地の全部、50の1の地先の道路である国有地の全部 |
| 長沼字白ヶ堂 | 長沼字上白ヶ堂 | 5の5 |